

医政発0926第2号
令和7年9月26日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について」の一部改正について

特定行為に係る看護師の研修制度の内容や具体的な運用基準等については、「保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について」（平成27年3月17日付け医政発 0317 第1号厚生労働省医政局長通知。以下「局長通知」という。）により示しているところであるが、指定研修機関が行う事務手続に関して、医道審議会保健師助産師看護師分科会看護師特定行為・研修部会のご意見や「規制改革実施計画」（令和4年6月7日閣議決定）を踏まえ、紙書類の郵送を前提とした様式から電子的な申請を前提とした様式へ変更する等の見直しをすることとしている。

ついては、局長通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したため通知する。なお、電子的な申請書の受付は令和7年12月1日から開始することとする。

貴職におかれては、これを御了知の上、貴管内の保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に対して周知いただくとともに、引き続き、本制度の円滑な実施に御協力をお願いします。